（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条　（略）

２～５　（略）

６　自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第７項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。

三　（略）

（番号灯）

第127条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　番号灯は、夜間後方20ｍの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。

イ　自動車（ロ及びハに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が８lx以上のもの又は協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則9.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が２cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のもの又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の附則５のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が1.6cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ハ　（略）

二・三　（略）

２～４　（略）

（かじ取装置）

第169条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ル　（略）

ヲ　協定規則第79号に定める自動命令型操舵（だ）機能を備える自動車にあっては、当該機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの

二～五　（略）

２・３　（略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第176条　（略）

２・３　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条　（略）

２～５　（略）

６　自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第７項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　排気管は、車室内に配管されていないこと。

三　（略）

（番号灯）

第127条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　番号灯は、夜間後方20ｍの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。

イ　自動車（ロ及びハに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が８lx以上のもの又は協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則9.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が２cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のもの又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の附則５のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が1.6cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ハ　（略）

二・三　（略）

２～４　（略）

（かじ取装置）

第169条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ル　（略）

（新設）

二～五　（略）

２・３　（略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第176条　（略）

２・３　（略）